

四国中央市移住定住促進空家活用住宅事業実施要綱改正案のポイント

【改正の目的】

- ・月額家賃の設定
- ・利用者の選考基準の設定

【改正箇所】

- ・第 10 条において利用者の選考基準を定義
- ・第 12 条において月額家賃を定義（月額 25,000 円）
※地域おこし協力隊が入居する場合は市費による（入居者負担なし）

【今後の流れ】

- ① 要綱改正起案（市長決裁）
- ② 地域おこし協力隊募集活動（11/9（日）不動産フェア 2025 など）

今後の予定・構想 ～空き家の「活用拡大」～

管理の確保

特定空家の除却

活用拡大

相談会の開催、指導の強化、補助制度の拡充などにより一定の効果が発現

行政が個人財産の売却や改修を提案することが馴染まず、十分な対応に至っていない



移住定住促進空家活用住宅事業

所有者

使用貸借契約（無償）

市

令和6年度：改修設計
令和7年度：改修工事
令和8年度：活用開始

10年間活用後、所有者に返還
（造作買取請求無し）

改修

支援（国費1/2）

国

・耐震化・水洗化など機能向上

10年間転貸

利活用

・地域おこし協力隊、移住者向け住居



今後の予定・構想 ～空き家の「活用拡大」～

新宮地域 脱限界集落の流れ

STEP① 観光力（コンテンツ・滞在時間・売上）の強化

新たな雇用と人件費のゆとりを創出＝商業選択のバリエーション

STEP② 最低限の住居インフラ整備＋情報発信

空き家の調査や賃貸契約の確保、HP・SNSで情報を見える化

※STEP①＋STEP②＋STEP③は一部並走

STEP③ 行政の後押し

良質な住居確保に向けた取り組み・制度設計とPR

観光→移住へ、段階的な地域の課題解決。観光力の底上げと並走

